

平成29年9月善通寺市農業委員会次第

日時：平成29年9月21日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. そ の 他

次回開催 10月19日（木）13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成29年9月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成29年9月21日（木）14時10分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12 瀬
川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 事 務 局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議 案 等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
9. 議 事
局 長 先ほどは、稲の作柄現地確認、どうもお疲れ様でした。それでは定刻を少し過ぎていますが、ただいまより平成29年9月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。先ず始めに立石会長より、ご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願いします。
会 長 それでは改めましてこんにちは。先ほどは、約1時間にわたりまして、善通寺市内の稲の作柄現地確認をいただきどうもお疲れ様でした。皆様の目で現地を見ていただいて、それぞれ感想はあると思います。昔は、稲の作柄調査をしたら、農業委員会で話をして意見を集約していたこともありますが、今は意見の集約はしておりません。ただ、地元の農家の方から稲の状況などについていろいろ聞かれたときには、農業委員として、今年状況についてお話しができるようにはしておいていただければと思います。今日はこの後、推進委員さんも含めての研修会もあるようですので、早速、今月の定例会を始めて行きたいと思います。よろしくお願いします。

局 長

ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、立石会長，よろしくお願いします。

会 長

はい。それでは座って議事を進めさせていただきます。まず，本日の議事録署名人には，議席第5番の松本委員さんと，第7番の藪内委員さんの両名，よろしくお願い申し上げます。それでは，早速ですが，議案の審議に入りたいと思います。議案第1号の農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告についてを，議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは，議案第1号，農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について，議案書の1ページで，1件の案件でございます。まず，番号1ですが，貸人，〇〇〇〇〇様，借人，〇〇〇〇〇様，残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の貸人である〇〇氏は，現在〇〇〇町に居住しており，本市内において所有する農地は本申請地のみであります。借人である〇〇氏は，田を〇筆，畑を〇筆所有しておりますが，その多くを貸し付けて農地の維持管理をしております。本申請地は昔からの残存小作権が残っていたため，借人である〇〇氏は仕方なくこれまで耕作をしてきましたが，加齢に伴い，農地の維持管理をするのがだんだん困難になってきたことから，労力不足を理由に今般，合意による解約を行うものであります。なお，離作補償はありません。解約後ですが，貸人は新たな借り手を探すとのことであります。本件は，提出書類に不備もなく，何も問題はないと考えております。

今月は以上〇件のみの通知であり，解約した筆数等ですが田が〇筆，面積にして〇〇〇㎡となっております。以上，農地法第18条第6項に基づく解約通知報告とさせていただきます。

会 長

はい，ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました，議案第1号，農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報

告について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りたいと思います。いかがでございましょうか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第1号農地法第18条第6項の賃貸借解約通知確認の報告につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。

それでは、番号○ですが、譲渡人、○○○様、譲受人、○○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は、本市○○町において妻と2人で暮らしており、夫婦で○○○○○㎡余りの農地を耕作しております。一方、譲受人である○○○氏も、本市○○町にて○○○○○㎡余りの農地を耕作しておりまして、本申請地は○○○氏の自宅及び所有農地に隣接しております。譲受人にとっては、自宅に隣接して耕作の便の良い本申請地を取得することにより、自宅北側の農地を一体的に利用することが可能となります。このたび譲渡人である○○氏の要望により、譲受人の○○○氏と農地の売買についての話しがまとまったことから、本申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○○番○，田，○○○㎡，同所○○○番○，田，○○○㎡の合計○○○㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、経営農地面積は○○○○○㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題はないと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第○種農地であり、本

申請地取得後は水稻を作付けするとのことであります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇〇〇氏は、〇〇市〇〇〇町に住んでおり、本市にて所有する農地は本申請地を含めて〇筆だけとなっており、本市内で農業を営むことは非常に不便なため、現在農業は廃止しております。話し合いにより本申請地は既に譲受人が管理を行っている状況にあります。譲受人である〇〇〇〇氏は、市内に所有する農地はあまりありませんが、居住する〇〇町内にて近隣の複数の人たちから約〇〇〇〇㎡余りの農地を借入れて農作業に従事しており、主にタマネギやブロッコリーを作付けして農業を経営しております。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、経営農地面積は〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第〇種農地であり、本申請の取得後はタマネギやブロッコリーなどの野菜を作付けするとのことであります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は、〇〇町にて妻と2人で住んでおりますが、所有農地は〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡を近隣の人に貸し付けており、残りの〇〇〇〇㎡の田畑は自作にて管理しております。譲受人の〇〇氏は〇〇家の長男で、勤めながら両親とともに農業に従事し、総経営農地面積にして〇〇〇〇〇㎡の農地を管理しております。譲渡人と譲受人は同じ町内に住んでいることもあり、譲渡人である〇〇氏が、譲受人である〇〇氏に話を持ちかけたところ、本申請地は北側が道に面しているため交通の便がよく、農地として適しているため、労働力不足を理由に農地を処分したい〇〇氏と経営規模を拡大したい〇〇氏との間で話がまとまり、本申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、田、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、畑、〇〇〇㎡の合計〇〇〇㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地面積は〇〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各

号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第○種農地であり、本申請地取得後は、いちじくや夏みかん等の果樹を作付けする予定であるとのこと。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は、○○○に住んでおり、本市にて所有する農地は○反程度であり、本申請地については、譲渡人の母である○○○○○○氏から相続により取得したものであります。譲受人である○○氏は、○○町や○○町に約○反程度の農地を所有しております。夫と息子夫婦の計○人で管理しております。本申請に及んだ経緯ではありますが、譲渡人の母である○○○○○○氏が、本申請地について平成○○年○月○○日に本件譲受人である○○○○○氏との間で、売買契約を交わして、現在○○氏が耕作している○○町○○○番○の田と一緒に売買したものと認識していたとのことですが、本申請地が売買物件から漏れていたことがわかり、このたび申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○番○○，田，○○㎡について所有権移転売買を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、経営農地面積は○○○○㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第○種農地であり、すでに譲受人が田として耕作をしておりますが、本申請の許可後には所有権移転登記をして水稻を作付けすることとしております。

以上○件、登記地目は、田が○筆、畑が○筆の合計○筆、面積が○○○○㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号○～○の案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、それでは議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請について、議案書の3ページの案件で○件の案件でございます。番号○に入ります前に、議案第3号の番号○につきましては、農業委員関係の案件となっております。農業委員会等に関する法律、第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、○○○○○○○○は本件には参与することができませんので、一旦退席していただくこととなります。そのため、議事進行の都合上、議案第3号の番号○を先にご審議いただきたいと存じます。それでは○○○○○○○○の退席をお願いいたします。

(○○○○○○○○退席 14:26)

局 長

それでは、番号○ですが、貸人、○○○○○様、借人、○○○○○様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である○○○○○氏は借人である○○○○○氏からみて祖母にあたります。借人である○○○○○氏は○○○○○にて現在妻と子どもの○人で借家にて生活しておりますが、将来子どもが増えて、その子どもたちが成長していけば現在の借家では手狭になることや、貸人である○○○○○氏は高齢であることから、介護が必要になった際にはできるだけ貸人の住居に近い方が便利であることなどから、本申請地に使用貸借権を設定して分家住宅を建築することを計画し、本申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○番○、登記地目及び現況地目が田である○○○㎡に分家住宅平屋建1棟、建築面積○○○○○㎡を建築することを目的として申請するものであり、本転用に

会 長

大前委員

会 長

会 長

(全委員質問無し)

会 長

(全委員举手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第３号，番号〇の案件に関する農地法第５条第１項の許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。それでは，〇〇〇〇〇〇〇〇〇の入室を認めます。

会 長

それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の許可申請の残りの案件について、事務局より順次説明をお願いします。

局 長

それでは続きまして、番号〇ですが、貸人、〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である〇〇〇氏と借人である〇〇〇〇氏は実の親子の関係であります。借人である〇〇〇〇氏は現在、親と同居して家族〇人で〇〇町の実家で生活しておりますが、現在の住居が子どもの成長に伴い手狭になってきたことや、将来、親の介護をしなければならなくなったときには、実家に近い方が何かと便利であることから、本申請地に使用貸借権を設定して分家住宅を建築することを計画し、今般申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡に、分家住宅〇階建て1棟、建築面積〇〇〇〇〇㎡の住宅を建築することを目的として申請するものであり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了していることや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、使用貸借権の設定の案件でございます。本件の貸人である〇〇氏と借人である〇〇氏は義理の親子の関係であります。借人である〇〇氏は現在、〇〇市の借家で妻と子ども〇人の〇人で生活しておりますが、子どもの成長に伴い、現在の借家が手狭になってきたため、妻の実家近くに住宅を建築して永住したいとのことから、本申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡に分家住宅〇階建て1棟、建築面積〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として申請するものであり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了していることや、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあつ

た第○種農地であります。

以上先にご審議いただきました番号○のものも含めると合計○件、登記地目は、田が○筆の○○○㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、それでは、順次、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号○ですが、○○町ですので、簗内委員さんか南光委員さん、よろしくお願いします。

南光委員

はい。先日、現地を見てきました。隣接の農地関係者からも何も問題は無いとのことであり、特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。次に、番号○についてお伺いいたします。○○町ですので亀山委員さんか森江委員さん、よろしくお願いします。

森江委員

日にちは忘れましたが、先般、地元の水利関係者等ともお会いして話をしてきたところ、何も問題は無いとのことですので、特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

それでは、○番と○番の案件について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、番号〇及び番号〇についての農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

本日の議案審議については、全て終了いたしました。ありがとうございました。続きまして、その他のことで何かありましたら、お願いします。

(全委員意見無し)

会 長

特に何も無いようですので、私のほうから1つ申し上げます。先般農業者年金の担当委員の選任について、事務局とも相談の上、瀬川会長職務代理にお願いすることとしました。農業者年金の加入に当たっての資格については、国民年金の加入資格があり農業者であれば加入できますが、厚生年金の人は加入できません。農業者年金の加入にあたり、若い方や認定農業者で要件を満たす人については国の補助もあるなど、メリットがあると思う制度ですので、是非知り合いの方などで加入してくれそうな方がいましたら、農業委員さんの方で加入を勧めていただければと思います。また、もう一点お願いしたいのは、もし農業新聞の手続きがまだできていない方がいましたら、購読の手続きをお願いできたらと思います。また、周辺の方で読んでくれそうな人がいましたら、勧めていただいて、農業新聞の購読を増やすよう努めていただけますようご協力をお願いします。それでは、今月の定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時41分 終了